

回 答 書

7 西財第 1－151 号
令和 7 年 11 月 27 日

入札参加者 各位

西尾市長 中村 健
(公 印 省 略)

下記のとおり質疑がありましたので回答します。

記

案 件 番 号	507100590
工事（業務）名	長寿命化改修エレベーター工事（ゼロ債務）
路 線 名	西野町小学校
工事（業務）場所	西尾市上町御所ノ下 20 番地
質 疑 事 項 欄	回 答 欄
① 現場代理人および主任技術者の従事期間は、設計製作期間を除いた現場工期としたいが、よろしいでしょうか。	現場代理人および主任技術者の従事期間は、契約工期となります。 現場代理人の常駐義務については、『「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」の改正について（通知）』をご確認下さい。 https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001492/1002996.html 主任技術者については、建設業法第 26 条のとおりです。
② アスベスト調査について、今回工事で見込まれている個所と数をご教示願います。	調査費用は見込んでおりません。目視、図面等で確認してください。 アスベスト含有試験の必要性が発覚した場合は、別途対応します。 製作工場における工場検査は不要です。
③ 製作工場における工場検査について、予定されるか、不要かを確認したくご指示願います。	製作工場における工場検査は不要です。